

風連多寄地区における 特定外来生物『オオハンゴンソウ』の防除事例

旭川開発建設部 名寄農業開発事業所

○蒔苗 深

高崎 大輔

清水 秀成

農業用排水路の整備においては、従来の農地の湛水被害の防止等に加え、生態系の保全も重要な役割として位置づけられている。排水路における生物多様性を保全するためには外来種の的確な防除が不可欠であるが、その具体的な手法に関する資料は限られている。本稿は、外来生物防除の参考となることを目的として、令和6年度および令和7年度に風連多寄地区で実施した、特定外来生物『オオハンゴンソウ』の防除について報告するものである。

キーワード：特定外来生物、オオハンゴンソウ、防除

1. はじめに

(1) 特定外来生物

特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）の内、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）』によって指定されたものである。

外来生物法では、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制される。また、特定外来生物の防除等を行うこととしている。規制の対象は生きているものに限られ、個体だけでなく卵、種子、器官も含まれる¹⁾。

規制に違反した場合、3年以下の懲役もしくは300万円（法人の場合は1億円）以下の罰金が課せられる。

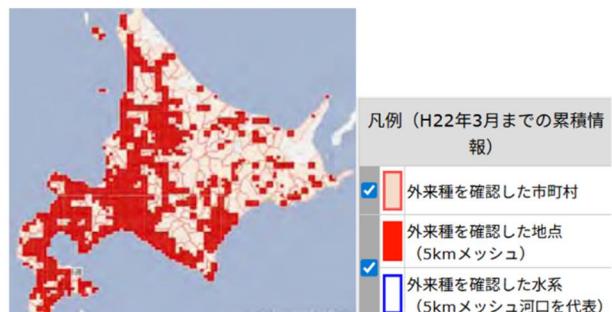
(2) オオハンゴンソウ

令和6年度真狩川排水路風連中央東1号工区工事において、工区内に特定外来生物であるオオハンゴンソウ (*Rudbeckia laciniata L.*) が確認された。オオハンゴンソウは北米原産のキク科の多年草であり、現在は全国に広く分布し、北海道内でも全域で確認されている（図-1）。路傍、荒地、畑地、湿原、河川敷など、生育環境も多岐にわたり、繁殖力が非常に高い植物である。

7月から9月にかけて、舌状花と筒状花からなる鮮黄色の頭状花を付け、9月中旬頃までには結実する（図-2）。種子による繁殖のほか、地下茎からの成長により生息域を拡大し、密生した群落を形成することが多い。

(3) オオハンゴンソウ同定のポイント

下部の葉には長い柄があり、深く裂けた5～7枚の裂片に分かれ、裂片には鋭い鋸歯がある。上部の葉の柄は短いかまったく無い。葉は互生し、ヨモギの葉と似た形状をしているが³⁾⁴⁾（写真-1）、ヨモギの葉には裏に毛があり灰白色をしているのに対し（写真-2）、オオハンゴンソウには毛がないため、注意深く観察することで同定することができる。

図-1 北海道におけるオオハンゴンソウ分布²⁾

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
開花期				■	■				
結実期				■	■				

図-2 北海道におけるオオハンゴンソウの生活史



写真-1 オオハンゴンソウの葉の特徴



写真-2 ヨモギの葉の裏

(4) 防除の必要性

国土交通省においては、外来生物法制定以前から『河川における外来種対策に向けて（案）』、外来種に関する基礎情報と全国の対策事例を取りまとめた『河川における外来種対策の考え方とその事例』などにより、外来生物の駆除に取り組んできた⁵⁾。

北海道においては、外来種問題への道民の理解を深めるとともに、関係機関・団体等が行う外来種対策の推進に資することを目的とし、平成16年に公表したブルーリストを改訂し「北海道ブルーリスト2010」を作成した。リストの中で、オオハンゴンソウは『本道の生態系等へ大きな影響を及ぼしており、防除対策の必要性について検討する外来種』とされるカテゴリーAの細区分A-2に選定されている⁶⁾。

オオハンゴンソウが持つ高い繁殖力から、在来の草本・低木との競合、または駆逐による生態系への影響が懸念され、風連多寄地区においてもオオハンゴンソウの繁殖を抑止するための措置が求められる。

(5) 防除に係る制限

外来生物法によると、外来生物の防除に係る規制の対象は個体だけでなく、種子や器官も含まれる。オオハンゴンソウに関しては、根系が器官に該当することから、防除は種子や種子形成後の地下茎と、根系を含めた個体について、飛散防止対策が取られた適正な方法により行

われる必要がある。加えて、処分についても『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』による規制を受けるため、運搬が必要な場合は、散逸防止措置を取った上で防除の一環として運搬するか、廃棄物処理業者への委託が必要となる。

また、オオハンゴンソウの種子は休眠性であり、土壤中にシードバンクを形成する⁷⁾。種子形成後の防除作業は、現場での種子散逸について十分に配慮したうえで、翌年以降の繁殖の防止に努めなくてはならない。このように、オオハンゴンソウの防除については、それに係る規制や現場での条件を考慮し、防除を実施する時期や方法を検討する必要がある。

2. 地区概要

直轄明渠排水事業「風連多寄地区」(図-3)は、北海道士別市及び名寄市に位置する650haの農業地帯であり、水稻、小麦、大豆、てんさい、ばれいしょ、かぼちゃ等を組み合わせた水田作経営または畠作経営のほか、飼料作物を栽培し乳用牛を飼養する酪農経営が展開されている。

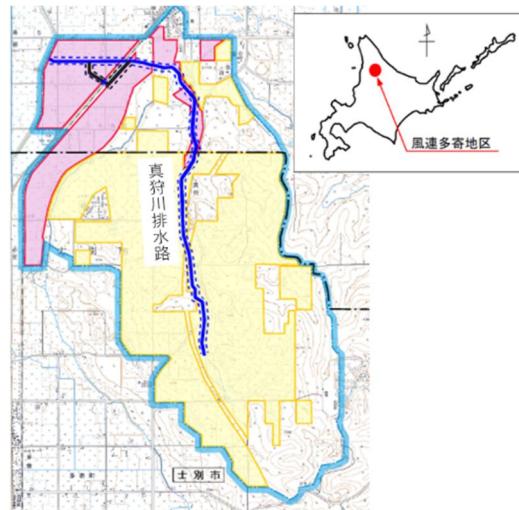


図-3 風連多寄地区位置図

真狩川排水路は、昭和48年度から61年度にかけて整備されたが、土地利用の変化等による流出量の増加により排水路の能力が不足し、農地の湛水被害が発生しており、営農上の対応や、施設の経年劣化による維持管理に多大な労力と費用を要しているとともに、農業生産性が低下している。

このため、本地区における農地の湛水被害の解消及び維持管理に係る労力と費用の軽減を目的として、排水路を整備するものである。

3. オオハンゴンソウ個体数調査

令和6年度に実施した環境調査業務において、排水路敷地内の広い範囲にオオハンゴンソウが確認された(写真-3)。

令和6年度工事区間および令和7年度工事区間において、オオハンゴンソウの個体数を目視にて計数した(写真-4)。その結果、令和6年度工事区間においては39個体、令和7年度工事区間においては87個体が確認された(図-4)。



写真-3 風連多寄地区のオオハンゴンソウ個体



写真-4 オオハンゴンソウ個体数調査
令和6年度(左)、令和7年度(右)

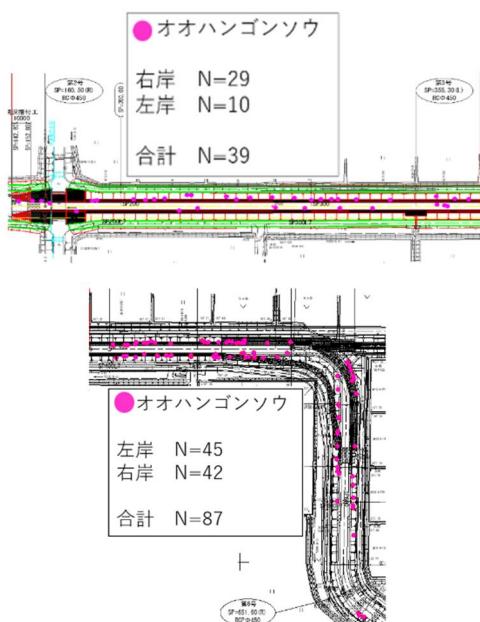


図-4 オオハンゴンソウ分布状況
令和6年度(上)、令和7年度(下)

4. 防除方法

(1)防除方法の選定

北海道開発局の農業土木工事仕様書によると、防除の方法は、①一般廃棄物処分場へ搬出、②育つことができない状態として処分(土砂20cm以上の被覆による埋立て、焼却等)、③刈りっぱなしの除草、④繁殖地が拡大しない範囲でのすき取り土の緑化再利用等により実施するものとされている。そのうえで、過去の事例をもとにオオハンゴンソウの地上部分を刈り取る方法と、地下茎ごと引き抜く方法⁸の二つを検討した。防除における留意点として、器官を含めた個体の散逸を防ぐことである。刈り取りによる防除の場合、地中に地下茎が残るため、工事における搬出残土への混入が懸念されること、広範囲の刈り取りでは種子の飛散防止対策が難しくなることを考慮し、確認された個体を一本ずつ引き抜く方法で防除を行うこととした。

(2)処理方法

現場周辺に、伐開物の受入れが可能な廃棄物処理業者が見つからなかったため、処理方法は現場内での埋立てを採用することとした。農業土木工事仕様書に記載の通り、埋立て深さは『植物が生育できない深さ』とし、引抜き後の植物体を現場内で枯死するまで保管したのち、地下20cm以上の深さになるよう管理用道路の下に埋立てた(図-5, 6)。

(3)実施時期

防除作業は、種子の散逸を防ぐため、オオハンゴンソウが種子を形成する時期よりも早い8月下旬～9月上旬に行うこととした。

(4)作業体制

一連の作業が防除として行われていることを示すため、作業員は特定外来生物防除従事者証を常に携帯し、現場入り口には作業の目的や対象の生物等を明記した看板を設置することで、地域住民への防除作業の周知を行った。

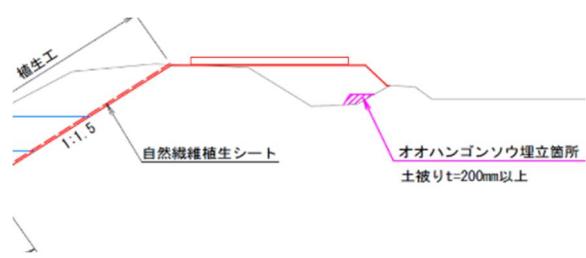


図-5 オオハンゴンソウ埋立て箇所図

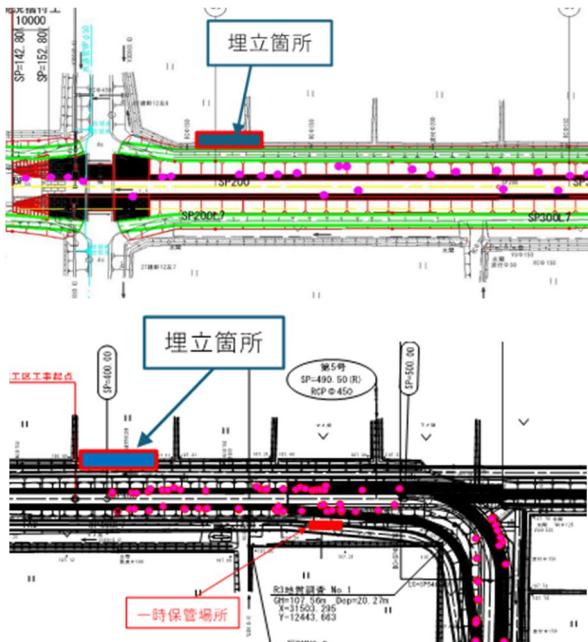


図-6 オオハンゴンソウ埋立て位置
令和6年度(上)、令和7年度(下)

5. 結果・考察

令和6年度の防除実施区間において、令和7年度はオオハンゴンソウの生息が確認されなかった(写真-5)。

オオハンゴンソウ以外の草本は繁殖し、工事後の法面を覆っていたことから、引抜きによる防除は有効であったと言える。令和7年度の防除区間においても来年度に観察を行い、防除の効果を評価していきたい。



写真-5 令和6年防除区間上流(左)と下流(右)

6. 今後の課題

本来ならば特定外来生物が生息する地域では、継続的な防除が求められる。平成20年石狩川上流掘削工事⁹⁾に見られるようなモニタリングや、定期的な防除作業を行うことが理想であるものの、本地区としては工事が完了した区間における継続的な防除は、予算等の制約を考慮すると現実的ではない。そのため、本稿で紹介したような工事に付随して行う防除だけでは、特定外来生物の根絶は難しい。

風連多寄地区においては、特定外来生物が自然環境へ与える影響について、また各省庁および一部の自治体による特定外来生物への対応事例等の周知により、地域が一体となって防除を行っていくための方法を検討していく必要がある。

謝辞:オオハンゴンソウの防除作業を行っていただいた株式会社鈴木組の皆様、株式会社飯島組の皆様、本論文の執筆に際し種々のご助言をいただいた株式会社環境保全サイエンスの倉田亜以土氏に、深謝の意を表します。

参考文献

- 1)環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室. 日本の外来種対策. 2025.
<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html>, (参照2025-11-01).
- 2)北海道環境生活部自然環境部.“外来種作成の背景と目的”. 北海道ブルーリスト. 2010.
<http://bluelist.pref.hokkaido.lg.jp/gaiyou/>, (参照2025-11-01)
- 3)環境省自然環境局野生生物課. 特定外来生物同定マニュアル(植物). 2010.
- 4)国立研究開発法人国立環境研究所.“侵入生物データベース”. 2025.
<https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/80580.html>, (参照2025-11-01)
- 5)矢野誠一・林華奈子. 特定外来生物オオハンゴンソウの防除について. 2012.
- 6)前掲.“カテゴリーA1～A3のリスト”. 北海道ブルーリスト. 2010.
- 7)近藤哲也・石垣春・鄭亞紀子. オオハンゴンソウ種子の発芽特性と埋土種子形成. 2014. 日緑工誌, 40(2), 315–323.
- 8)塩田敦. オオハンゴンソウ抜き取り作戦. 北方山草. 2007, 33–35.
- 9)三上紘輝・奥山昌幸・塩田惇. 石狩川上流掘削工事における特定外来生物オオハンゴンソウの処理方法(第1報). 2011.